

〔平成13年5月23日13東企第30号〕  
〔最終改正〕令和3年4月28日3東企第17号

## 東北森林管理局入札等監視委員会運営要領

### 第1 趣 旨

競争参加条件の設定、資格の確認、指名業者の選定等の手続の透明性を一層高めるとともに、入札及び契約事務の適正化を図るため、東北森林管理局入札等監視委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### 第2 委員会の事務

委員会は、次に掲げる事務を行う。

- 1 森林管理局長、森林管理署長及び森林管理署支署長（以下「森林管理局長等」という。）が発注した事業（予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第99条第1号から第7号までに該当するものを除く。）に関し、入札及び契約手続の運用状況並びに森林管理局において実施する随意契約に係る監査（以下「森林管理局監査」という。）の結果等についての報告を受ける。
- 2 森林管理局長等が契約した業務のうち、委員会が抽出指定したのものに関し、一般競争参加資格の設定の理由及び経緯、指名競争入札に係る指名の理由及び経緯並びに随意契約とした理由及び経緯等についての審議を行い、意見の具申又は勧告を行う。
- 3 1の報告及び2の審議結果を踏まえ、入札結果を分析するとともに、入札事務及び契約事務の適正化並びに入札談合の防止に向けた方策について総合的に審議する。
- 4 「工事における入札及び契約の過程に係る苦情処理の手続について」（平成13年4月27日付け13経第173号大臣官房経理課長通知）の第3に規定する再苦情及び「林野庁工事成績評定要領」（平成10年3月31日付け10林野管第31号林野庁長官通知）の第9に規定する苦情の処理を行う。

### 第3 委員会の構成等

- 1 委員会の構成は、公共工事又は入札制度に関する学識経験等を有し、公正中立の立場を堅持できる者3人以上とし、委員長は、委員の互選とする。
- 2 委員の選任に当たっては、学識経験者の中から選任の上、森林管理局長が委嘱することとし、任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。  
なお、委員に欠員が生じたときは補充するものとし、後任者の任期は前任者の残

任期間とする。

- 3 委員会は、委員長が召集するものとし、委員の3分の2以上の出席がなければ開催することができない。
- 4 委員会の議決は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長が決する。
- 5 会議は、非公開とする。

#### 第4 会議

第2の事務に係る会議は、次により行う。

##### 1 会議の開催

- (1) 第2の1から3の事務に係る会議は、原則として(2)の表の開催時期欄に掲げる時期に開催する。
- (2) 会議における第2の1の報告は、それぞれ次の表の報告対象期間欄に掲げる期間に締結した契約を対象とする。

開催時期	報告対象期間
5月又は6月	第3・第4四半期(10月～3月)
8月又は9月	第1四半期(4月～6月)
11月又は12月	第2四半期(7月～9月)

##### 2 会議の提出資料等

- (1) 会議への報告は、1の(2)の表の報告対象期間に森林管理局長等が契約した契約の一覧表、指名停止等一覧表、再度入札における一位不動状況、談合情報等の対応状況及び森林管理局監査の結果並びに委員が事前に指示した資料を提出して行う。
- (2) 抽出部分に係る説明は、入札方式及び規模区分ごとに次の事項を記載した資料の他、下記のアからウの資料を提出して行うものとする。
  - ア 応札者、応札金額及び落札までの入札回数等が記載された入札筆記書
  - イ 予定価格を作成するための積算書における工種ごとの積算額に対する入札参加者が提出する工事費内訳書における工種ごとの積算額の比率をグラフ化したもの(全入札参加者について、各入札参加者ごとに、各工種ごとの上記比率を算出し、縦軸を「比率(基準を)100とする」、横軸を「工種」とする座標上の点を結び、ひとつのグラフに記入したもの)
  - ウ このほかに、委員会が必要と認める契約に関する資料を会議に提出する。  
なお、具体的な説明等は、工事等担当課長等が行う。

#### 【工事】

- ア 一般競争方式の場合
  - (ア) 工事名

- (イ) 工事概要
- (ウ) 競争参加資格及びその資格をどのように設定したかの説明
- (エ) 競争参加業者数
- (オ) 競争参加資格がないと認めた業者がいた場合は、その理由の説明
- (カ) 入札の経緯及び結果の説明
- イ 公募型指名競争及び工事希望型競争入札方式の場合
  - (ア) 工事名
  - (イ) 工事概要
  - (ウ) 工事のランク
  - (エ) 公募参加業者数（工事希望型競争入札方式にあつては、技術資料の提出を要請した業者数）
  - (オ) 技術資料を提出した業者の中から指名業者を指名した考え方の説明（工事希望型競争入札方式にあつては、技術資料の提出を要請した業者を選定した考え方の説明を含む。）
  - (カ) 入札経緯及び結果の説明
- ウ イ以外の指名競争方式の場合
  - (ア) 工事名
  - (イ) 工事概要
  - (ウ) 工事のランク
  - (エ) 指名業者数
  - (オ) 対象ランクの業者の中から指名業者を指名した考え方の説明
  - (カ) 入札経緯及び結果の説明
- エ 随意契約方式の場合
  - (ア) 工事名
  - (イ) 工事概要
  - (ウ) 随意契約にした理由
  - (エ) 契約業者名
  - (オ) 契約価格

なお、抽出事案については当該工事の施工体系図及び下請代金が明記されているものを資料として提出する。

#### 【測量・建設コンサルタント等業務】

- ア 一般競争入札
  - (ア) 業務名
  - (イ) 業務概要
  - (ウ) 競争参加資格及びその資格をどのように設定したかの説明
  - (エ) 競争参加者数
  - (オ) 競争参加資格がないと認めた業者がいた場合は、その理由の説明
  - (カ) 入札経緯及び結果の説明
- イ 公募型プロポーザル方式及び簡易公募型プロポーザル方式の場合
  - (ア) 業務名
  - (イ) 業務概要
  - (ウ) 参加表明書提出者数

- (エ) 参加表明書を提出した業者の中から技術提案書の提出者を選定した考え方の説明
- (オ) 技術提案書を提出した業者の中から技術的に最適なものを特定した考え方の説明
- ウ 標準型プロポーザル方式の場合
  - (ア) 業務名
  - (イ) 業務概要
  - (ウ) 技術提案書の提出者を選定した考え方の説明
  - (エ) 技術提案書を提出した業者の中から技術的に最適なものを特定した考え方の説明
- エ 公募型競争入札方式及び簡易公募型競争入札方式の場合
  - (ア) 業務名
  - (イ) 業務概要
  - (ウ) 参加表明書提出者数
  - (エ) 参加表明書を提出した業者の中から指名業者を指名した考え方の説明
  - (オ) 入札経緯及び結果の説明
- オ エ以外の指名競争入札方式の場合
  - (ア) 業務名
  - (イ) 業務概要
  - (ウ) 指名業者数
  - (エ) 指名業者を指名した考え方の説明
  - (オ) 入札経緯及び結果の説明
- カ 随意契約方式の場合
  - (ア) 業務名
  - (イ) 業務概要
  - (ウ) 随意契約にした理由
  - (エ) 契約業者名
  - (オ) 契約価格

**【物品・役務調達】**

- ア 一般競争方式の場合
  - (ア) 調達物品又は役務名
  - (イ) 調達物品又は役務の概要
  - (ウ) 競争参加資格及びその資格をどのように設定したかの説明
  - (エ) 競争参加業者数
  - (オ) 競争参加資格がないと認めた業者がいた場合は、その理由の説明
  - (カ) 入札の経緯及び結果の説明
- イ 指名競争入札の場合
  - (ア) 調達物品又は役務名
  - (イ) 調達物品又は役務の概要
  - (ウ) 調達物品又は役務のランク
  - (エ) 指名業者数
  - (オ) 対象ランクの業者の中から指名業者を指名した考え方の説明

- (カ) 入札経緯及び結果の説明
- ウ 随意契約方式の場合
  - (ア) 調達物品又は役務名
  - (イ) 調達物品又は役務の概要
  - (ウ) 随意契約にした理由
  - (エ) 契約業者名
  - (オ) 契約価格

### 3 事案の抽出

審議の対象となる事案の抽出は、委員が事前に行うものとし、下記の(1)、(2)及び(3)の基準に基づき、事案を抽出するものとする。

- (1) 治山・林道事業、調査・設計等業務、生産・造林事業、物品・役務(生産・造林事業を除く)それぞれごとに、落札率が高い順から5件以内を抽出する。なお、95パーセント以上の事案がない場合は、90パーセント以上とする。
- (2) 上記(1)の抽出に当たっては、次の点に留意するものとする。
  - (ア) 森林管理署等ごとの治山・林道事業、調査・設計等、業務生産・造林事業別に、過去1年間分以上の事案ごとの工事等名とその等級、実施地区(市町村単位)、入札日、落札者名とその等級、応札者名、予定価格、落札価格、落札率等を整理した入札結果
  - (イ) 応札者(提案者)が1者の事案
  - (ウ) 公益社団法人又は公益財団法人を相手方とする契約の事案。なお、(ア)の入札結果については、委員会に提供するものとする。
- (3) その他  
委員会が必要と認めるときは(1)、(2)の落札率等にかかわらず、抽出を行うものとする。

### 4 意見の具申等

(1) 委員会は、報告の内容又は審査した業務に係る理由及び経緯等に不適切な点又は改善すべき点があると認めたときは、必要な範囲内で、森林管理局長等に対して意見の具申又は勧告を行うことができる。

なお、委員会は、意見の具申又は勧告の結果、森林管理局長等が措置を講じた結果について報告を受けるものとする。

(2) 委員会は、前項の意見の具申又は勧告を行った場合には、その内容を公表するものとする。

## 第5 再苦情の処理

- 1 委員会は、第2の4の事務に関し、森林管理局長から再苦情の申し立ての審議を依頼されたときは、苦情処理会議を開催し、審議を行う。
- 2 委員会は、前項の審議を終えたときは、意見書を作成し、その結果を森林管理局長に報告するとともに、必要があると認めたときは、これを公表することができる。

3 前項の報告は、再苦情の申し立てがあった日から概ね50日以内に行わなければならない。

#### 第6 委員会の事務局

事務局は、企画調整課に置くものとし、当該課の監査官が庶務を行うものとする。